

（頭部後傾抑止装置）

**第286条の3** 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑止装置の性能に関し、保安基準第66条の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該一般原動機付自転車の運転者の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものであること。
  - 二 運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
  - 三 振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること。
- 2 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、運転者の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。
- 一 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
  - 四 JIS D4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの